

# 空き家情報バンク制度を利用して



## 空き家を活用しませんか？

### 空き家を購入する場合

#### 購入

購入代金支払済かつ登記完了済の場合は対象外です!!

補助対象経費の **1 / 10** 上限 **50** 万円

子ども1人につき **10** 万円加算 (上限 **30** 万円)

#### 【対象者】

空き家情報バンクの利用登録をしており、登録物件を購入する者

#### 【条件】

- ・空き家の主たる利用目的が店舗利用その他居住の用途である場合は対象外
- ・売買契約成立後、1年以内に申請し、交付決定の年度内に登記を完了すること
- ・5年間所有し、用途を変更しない又は取り壊さないこと
- ・3親等内の親族間での売買でないこと
- ・市税等を完納していること

#### 【対象経費】

空き家購入費用の1/10以内 (同一物件への補助金の交付は1回限り)

※登記費用、税金その他付随する経費は含みません

※実績報告日において、  
本市に住民登録があり、  
18歳以下の者が同一世帯にいる場合

### 家財整理する場合

#### 家財 整理

必ず着手前に申請してください!!

補助対象経費の **2 / 3** 上限 **30** 万円

#### 【対象者】

空き家情報バンクの登録物件を所有する者

#### 【条件】

- ・交付決定の年度内に完了すること
- ・市税等を完納していること

#### 【対象経費】

空き家の家財道具の搬出・処分及び空き家の清掃について、市内の業者等に委託する場合で、補助対象経費が10万円以上であるもの (同一物件への補助金の交付は1回限り)

#### 【対象者】

空き家情報バンクの利用登録をしており、登録物件を購入・賃借する者

#### 【条件】

- ・売買・賃貸借契約成立後、1年以内に申請し、交付決定の年度内に完了すること
- ・3親等内の親族間での契約でないこと
- ・市税等を完納していること

## 改修工事をする場合

**改修**

必ず着手前に申請してください!!

**補助対象経費の 1 / 3 上限 70 万円****子ども 1 人につき 10 万円加算 (上限 30 万円) ※利用者のみ****【対象者】**

- ・空き家情報バンクの登録物件を所有する者
- ・空き家情報バンクの利用登録をしており、登録物件を購入・賃借する者

**【条件】**

- ・空き家の主たる利用目的が店舗利用その他居住の用途である場合は対象外
- ・売買・賃貸借の契約成立後、1 年以内に申請し、交付決定の年度内に完了すること
- ・5 年間用途を変更しない又は取り壊さないこと
- ・3 親等内の親族間での契約でないこと
- ・市税等を完納していること

※実績報告日において、  
本市に住民登録があり、  
18 歳以下の者が同一世帯にいる場合

## 申請の手続き

**事業着手前**に、次の書類を揃えて申請してください**必要書類：【共通】**

申請書、実施計画書（様式 1）、住民票謄本（続柄の記載があるもの）  
居住地の市税等の滞納がない証明書

**【購入】**

売買契約書の写し

**【家財整理】**

見積書、着手前の写真、売買契約書又は賃貸借契約書の写し（未契約の場合は不要）

**【改修】**

見積書・設計図等、着手前の写真、売買契約書又は賃貸借契約書の写し  
誓約書兼同意書（様式 2）※売買契約による利用者の申請の場合は不要

※予算がなくなり次第、申請受付を終了します。

※この制度は令和 8 年度のものであり、次年度以降、内容の見直しを行う場合があります。

【お問合せ先】 高梁市協働定住課 0866-21-0282